

タイトル：日本アーカイブズ学会登録アーキビスト第一回研修会の開催報告

概要：平成 29 年 7 月 22 日、学会登録アーキビストを対象とした研修会が開催されました。登録アーキビストを対象にして初めて開催された今回の研修会には 29 名の参加者がありました。

研修会は下記のプログラムで実施され、早川和宏氏(東洋大学・本会副会長)による講演「民間(収集)アーカイブズの調査・収集を巡る法的課題～物としてのアーカイブズ～」の後、グループディスカッションが行われ、参加者による闊達な議論が行われました。

#### ◇プログラム

14:00～14:10 開会(開会挨拶・趣旨説明)

14:10～14:40 登録アーキビスト更新資格審査に関する説明会・相談会

14:40～15:35 講演 早川和宏氏(東洋大学・本会副会長)

「民間(収集)アーカイブズの調査・収集を巡る法的課題～物としてのアーカイブズ～」

15:35～15:45 休憩

15:45～16:30 グループディスカッション (15分×3回のディスカッション)

討論テーマ「民間アーカイブズの調査・収集で困ったこと

～どうしたのか、法的にはどうすればよかったのか～」

16:30～16:35 (休憩)

16:35～17:10 グループ報告・講演者との意見交換

17:10 閉会

#### ◇講演：

・講演者：早川和宏氏(東洋大学・本会副会長)

・講演タイトル：「民間(収集)アーカイブズの調査・収集を巡る法的課題～物としてのアーカイブズ～」

・概要：「木であれ、紙であれ、電磁的記録であれ、文書として存在する以上、法的には『有体物』に該当する。そのため、民法上の「物」(同法 85 条)に該当し、基本的に同法の適用を受けることになる。」(レジュメより抜粋)との観点から、物としてのアーカイブズの法的課題について講演がなされました。

しばしば所蔵者との口約束により実施される調査・収集であるが、特に寄託については所蔵者の代替わりを想定し、所蔵者と良好な関係を築けている間に「①いつ、②誰と誰が、③何について、④いつまで(に)、⑤どうすることについて合意したか」(レジュメより抜粋)について書面化が望ましいことが紹介されました。また現行法はアーカイブズのことを意識して制定されたものではなく、よりアーキビストが活動しやすい法整備を目指すためにも、現場における実務上の不都合について具体的な声を挙げていく必要があるとの主張がなされました。

#### 【講演風景】



#### ◇グループディスカッション

- ・ 討論テーマ：「民間アーカイブズの調査・収集で困ったこと～どうしたのか、法的にはどうすればよかったのか～」
- ・ 概要：参加者は4～5名程度の全6グループに分かれ、上記テーマに関して15分×3回のグループディスカッションに取り組みました。ディスカッション後には各グループでの主な意見・疑問点の報告と、講師による解説がなされました。各グループの主な意見・疑問点は以下の通りです。  
（「→」は講演者の主な返答。以下箇条書き）

#### [第1グループ]

- ・ 寄贈者と契約を交わすことが重要。
- ・ 契約を交わす際の法的なチェック表がきちんとあればやりやすい。

#### [第2グループ]

- ・ 寄贈・寄託に関わらず、返却依頼が多数あることが分かった。その理由は代替わりに伴い、価値を分からず文書館を保管庫として利用し、目録整備後に価値が分かると返却を求めるケース。防止のためには寄贈・寄託時の適切な契約と、社会的な位置づけ(資料の価値・組織が受け入れる根拠)を整備する必要がある。また契約のひな形があれば、実務者にとって活動しやすいのではないかと。
  - ・ アーカイブズが確立されていない組織の場合にも、職員「個人」が寄贈を受けることもあることが分かった。
- 返却依頼について、寄託の返却依頼は当たり前だが、寄贈の返却依頼はアーカイブズへの贈与の申込みになる。

#### [第3グループ]

- ・ 相続・代替わりについて、相続人が複数に分かれている場合は、寄贈者のほかの相続人の扱いはどのようになるのか。また代替わりし相続人が不明になる場合、その所有権はどうなるのか。
- ・ 歴史のある文書館の場合、寄贈寄託の経緯があいまいになることもある。明らかにしたい面がある一

方、所有権者が分かった場合の対応を考えると悩ましいのが実情。

→相続人がいない場合、国庫帰属になる。しかし、税務署は値段のつかないものは対象としないためか、アーカイブズについて国庫帰属になった事例を聞いたことがない。

#### [第4グループ]

・ 寄託で後継者がいない場合の措置はどのようになるのか。特に現地主義として地元に残したいなどの場合、寄託の契約に入れておくべきか。その対策は何か。

・ 寄贈された資料群には公文書・私文書・コピーなどが混ざる場合が多い。コピーは原本が分からない場合や、原本がなくなっている場合もあり中々廃棄が難しい。また個人情報が含まれる可能性もあり、法的観点から対応に苦慮することもある。

→相続人がいない場合、死因贈与契約を結んでおくことが考えられる。寄託契約に付記することも可能である。所蔵者が存命中であれば寄託契約の変更が可能であるのでその措置を進めることが望ましい。

→個人情報には注意が必要な課題である。他方で、歴史研究者が個人情報を論文に書いていることも多々あり、個人情報保護については今後も検討が必要な課題である。

#### [第5グループ]

・ 大学教授が所蔵者から資料を口約束で貸借し、論文執筆後も研究室で管理している資料に関して、所蔵者の代替わりにより起こり得る課題を検討。契約締結がない等問題がある一方で研究室に来なければ、資料は残らなかったのではないとも言える。

→教授が借りたことを忘れていることもあるが、使用貸借契約が成立していると考えられる。他方で所蔵者がお亡くなりになった後、契約書がなければ、遺族が使用貸借契約の存在を知ることは困難であると考えられる。教授の死後は、大学が受け入れない場合、教授の遺族が管理しなければならなくなる可能性がある。

#### [第6グループ]

・ 寄贈した資料の返却依頼があった場合等を検討した。寄贈契約時にアーカイブズに扱いを一任する旨の契約をかわす必要があるとの結論がでた。

・ 新聞社でカメラマンが撮影した写真の法的課題を検討した。

→新聞社のカメラマンが撮影した場合、法人著作となる可能性もある。

#### ◇「参加者の声」

(1) 平松晃一氏 (所属：神奈川新聞社、登録番号：JSAS2016001)

今年登録されたばかりの1年生にとって、登録アーキビスト研修会は大変有意義な経験になった。

早川先生のご講演では、アーキビストが避けては通れない、資料という「物」にまつわる基礎的な法律知識を確認できた。外部との資料のやりとりでは、イレギュラーも多く、付け焼刃的な対応になってしまうことがある。今回、法律用語や注意すべき点がわかりやすくなり、今後対応する際、大きな間違いを犯さずにすむのではないかと思う。

後半のグループディスカッションでは、4、5人のテーブルごとに、寄贈・寄託資料にまつわる悩み、

その対処と結果、こうしておけばよかったと思うことなどを挙げた。一旦他のテーブルに移動し、また元に戻って各々報告する、という形で、会場全体の情報を共有できた。寄贈後に寄贈者から返還を求められた、センシティブな個人情報が含まれる、寄贈者・寄託者に後継者がおらず扱いを判断できない、といった悩みはどこでも思い当たることのようにだった。最初に条件を決め明文化しておけば回避できたであろうケースも多く、受け入れ時に交わす文書のひな型やガイドラインが整備されるとよいとの声があがった。

やや慌ただしい感があったが、業務に生かせる知見が得られ、アーキビストをゆるく横につなげるという意味でも、続けていく意義がある会と感じた。

## (2) 富田 任氏 (所属：未記載、登録番号：JSAS2012004)

第1回登録アーキビスト研修会に参加した。参加者は約30人で、登録者77名に対し約4割が集まったことになる。私は早川先生の講演と知己のアーキビストとの再会を期待しての参加。以下、当日の流れに沿って感想を述べる。

登録更新審査に関する説明会では、更新に必要とされる要件について個別具体的な質問が多数出された。その一例として全史料協の大会研修会が上がったが、私は「自主的なアーカイブズ活動」が適用されてもよいと感じた。資格委員会でご検討いただきたい。

続く早川先生の講演は、民間アーカイブズの調査・収集の場面における民法上の諸課題を簡潔に紹介したものであった。著作権法の範囲まで及ばず残念であったが、今後自分は法の存在を意識して各場面に臨むこととしたい。

最後にワールドカフェ方式によるグループディスカッションを実施した。話し合い活動はグループによっては盛り上がりが見られたが、時間を短縮しての実施されたため私は若干消化不良を覚えた。まとめに当たる各グループ報告に対しては、早川先生から法的裏付けを含む有益なコメントをいただいた。

以上のとおり本研修会は有意義なものであった。登録アーキビストの研修や交流、制度普及のためにも定期的な開催となるよう期待したい。

## ◇アンケート「平成29年度本アーカイブズ学会登録アーキビスト第1回研修会に関するアンケート」結果

今後の研修会の参考とするために、当日下午記のアンケートを実施致しました。アンケートは参加者29名中26名より回答をいただきました(回答率89.7%)。

### 【回答集計結果 (自由記述については個人の特定できる情報を除外し、要約)】

#### 1. 学会登録アーキビスト研修会について

##### (1) 今回の研修会について

- ①「民間(収集)アーカイブズの調査・収集を巡る法的課題～物としてのアーカイブズ～」のテーマ、内容等はいかがでしたか。(ア～オに○を付けてください)

項目	回答数	%
ア(とても満足)	6	23.1%
イ(満足)	18	69.2%
ウ(普通)	1	3.8%

エ(やや不満)	0	0.0%
オ(不満)	0	0.0%
未回答	1	3.8%
	26	100.0%

ア. とても満足 イ. 満足 ウ. 普通 エ. やや不満 オ. 不満

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。【下記枠内が主な回答】

- ・アーキビストが相互に悩んでいるテーマの解決策を話し合うようなテーマはいろいろあると思うので継続してほしい
- ・著作権について関心がある
- ・アーカイブズ機関における寄贈・寄託の法的不備が明らかになってとても参考になった
- ・次回は民間アーカイブズの公開・利用をめぐる問題を扱ってほしい
- ・あまり意識していない課題だったがディスカッション等で問題点が見えてきた
- ・法的な立場で資料の寄贈について説明を聞いて良かった

②研修会の構成等はいかがでしたか。(ア～オに○を付けてください)

項目	回答数	%
ア(とても満足)	8	30.8%
イ(満足)	15	57.7%
ウ(普通)	1	3.8%
エ(やや不満)	1	3.8%
オ(不満)	0	0.0%
未回答	1	3.8%
	26	100.0%

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。【下記枠内が主な回答】

- ・グループディスカッションは有意義であった (実務者ならではの具体的な課題が引き出された)
- ・初対面の人間が多く自己紹介の時間がほしい
- ・ディスカッションの時間をより長く
- ・首都圏以外の参加者の声も大切にしていきたい
- ・事前にテーマ・問等を集約してもらえると考える時間があってよい
- ・グループディスカッションの発表や講師回答は学会誌などで共有してほしい

(2) 今後の研修会について

①今後の研修会でのテーマについて希望がございましたらご記入ください。【下記枠内が主な回答】

- ・研修機会、テーマの多様性が必要
- ・利用・公開(web への公開・利用も含む)での条件・法律上の問題
- ・座学+ディスカッションのほか実習的なもの(資料整理)
- ・この5年間のアーカイブズ関係の変化
- ・専門性を高める事例検討の場は必要
- ・利活用・公開につながるテーマ
- ・失敗事例、ヒヤリハット事例とその予防方法の検討
- ・民間アーカイブズの史料整理、目録化、地域コーディネーターの育成
- ・法律関係 (時事問題の解説、会社法、著作権・個人情報保護、プライバシー問題 3件)

- ・ディスクリプション関係
- ・写真資料、デジタル化、ポーンデジタル
- ・評価選別に関するテーマ

②今後の研修会の構成等についてご意見ございましたらご記入ください。【下記枠内が主な回答】

- ・グループディスカッションはよい(4件)
- ・定期的な研修会の開催(回数は頻繁に)
- ・開催地が東京(関東)でなくても良いのかも知れない
- ・ディスカッションをもう少し時間をとりたい(6件)
- ・事前にテーマを告知し参加者の事前勉強を求めることも重要
- ・会員からの研究報告もたまにはどうか

## 2. 学会登録アーキビスト制度・運営等に関して

学会登録アーキビスト制度・運営等に関してご意見ございましたらご記入ください。【下記枠内が主な回答】

- ・更新基準について実例を示した方がよい。
- ・更新については不安な部分も多かったので、より情報が欲しい。ポイントとしてカウントできる研修会も積極的開催を望む。
- ・登録アーキビスト研修会を定例化しポイント制にもきちんと位置づけてほしい。
- ・制度のより精密な運用・明確化を望む。国家資格化を見据えるにはややあいまいさが残る。
- ・学会登録アーキビスト制度があることをもっとアピールすべき。
- ・アーカイブズ関係機関協議会団体がかかわる研修のうち、どれがポイントとして認めるかは決めてよいのではないか(例えば全史料協大会時研修会など)。検定についても同様。
- ・登録アーキビスト限定として研修会を開催すること自体必要性には少し疑問がある。自主的な活動をポイントとするのであれば、通常の研究会開催にとどめ、各登録アーキビストの自主的な判断に委ねてもいい。
- ・個人で活動していますと研修の情報がなかなか入らないので学会でも研修を継続して開催してほしい。
- ・研修会の記録と制度概要をあわせて本にしてはどうか。
- ・できるかぎり登録アーキビストの更新がしやすいように考えて欲しい。
- ・守秘義務があって公にできない仕事について「自己申告」で受け入れて頂きたい。
- ・現在のところ登録アーキビストであるということは本来業務にとってほとんど重要視されていないのでアーキビストの配置の義務化が早く進めばいい。

(文責：日本アーカイブズ学会研修会担当 倉方慶明)